

## まちづくり

まちづくり推進室からのお知らせ

■問い合わせ 大崎町役場 まちづくり推進室 ☎476-1111 (221)

# 10月は『土地月間』です。

毎年10月を『土地月間』とし、10月1日を『土地の日』と定め、普及・啓発活動の充実を図っています。

今年度は、『笑顔咲く 未来の種を その土地に』を標語として、国及び地方公共団体さらには関係団体等が主体となって全国的な普及・啓発活動を展開することとしております。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも是非一度土地の有効利用について考えて見ませんか。

## 国土利用計画法の届出制度

一定面積以上の土地の取引をしたときは、権利取得者（売買の場合は買主）は、土地の利用目的等を記入した知事あての届出書を、土地の所在する市町村へ届け出る必要があります。

◇届出が必要な取引

\*一定面積以上の一団の土地について、土地に関する権利を移転または設定する土地売買等の契約（売買契約・売買予約契約・権利金を伴う賃貸借契約・交換契約等）

◇一定面積 \*都市計画区域内 5千㎡ \*都市計画区域外 1万㎡

◇届出の期限 \*契約を締結した日から起算して2週間以内

## 消防

消防署からのお知らせ

■問い合わせ 南部消防署 ☎099-477-0119

## 最近、『人の不注意』による火災が増えています！！

大隅曾於地区消防組合管内において平成22年1月から8月にかけて40件の火災が発生しています。そのうち、26件（全体の約65%）が、『風呂・かまど』『寝たばこ』『てんぷら鍋のかけ忘れ』『機器の誤った使用方法』など『人の不注意』が原因で火災となっています。

火災は、人命や財産だけでなく、写真やその家族に係る大事な思い出までも一瞬にして燃やしてしまいます。

このような火災を起こさないためにも火の取り扱いや、機器の使用方に十分注意してください。また、火災が発生した時のために、住宅用火災警報器を設置することも重要です。

### ◇◇◇ 不注意が原因で発生した火災事例 ◇◇◇

てんぷら鍋で調理中に、別な事に気を取られ（携帯電話等）火をかけた事を忘れて、ガステーブルのグリルで魚を焼いていたが、そのまま放置しグリル内の油粕が発火した。（グリル内に堆積した油粕に長時間熱を加えたため出火）



灰皿に溜まったタバコの吸殻をゴミ箱に捨てたところゴミ箱から出火した。寝たばこの火が布団に燃え移った。



風呂の焚口の蓋を閉めず（閉まらず）その場を離れたり取り灰の始末が悪く焚口前の雑誌類に火が燃え移った。  
伐採した木屑を焼いていたところ風にあおられた。



石油ストーブに誤ってガソリンを入れて使用したためストーブから出火した。

